

# つくるまサーキット那須 コース貸切規約

当サーキットを安全・快適に貸切・使用していただくために、借主は、必ずこの「コース貸切規約」をお読みになり、以下事項を厳守願います。規定事項に違反した場合は、走行およびイベントの中止をさせていただくこともございます。

## 第1条 営業日・営業時間

- ・営業日 定休日およびコースメンテナンス日、その他特定日を除く
- ・営業時間 (開場)7:30 (昼休憩)12:00~13:00 (閉場)17:00 (パドック使用時間延長) 1時間 20000円  
走行時間 (AM)9:00~12:00 (PM)13:00~16:00  
特別な場合を除き上記の時間にて運営とする。  
<準備等で定時前開場を希望する場合は、開催一週間前までに申請すること>  
<放送設備使用時 使用開始時刻 8:00~>

## 第2条 貸切内容

モータースポーツイベントや各種催事、車両・パーツテスト、CM・雑誌他、各種撮影やお祭りイベントなど。  
(トラック、バス、特殊車両等、コースに著しい影響を与えると判断される車両の走行や著しく危険を伴うイベントは予約を拒否する場合があります。)

## 第3条 申込方法

- ・申込方法は、会場設置の占有貸切申込用紙(付録1)記入およびメール・電話連絡での仮予約を行い、申込日から二週間以内に貸切料金の支払いもしくは手付金(コース貸切料金の3割)の支払をもって受付完了とする。
  - ・貸借する施設、期間、時間、付帯施設及び機材等については申込み書記載のとおりとする。施設使用において、施設管理、イベント運営は第三者への又貸しを禁止する。また契約者が参加できないときは、当日の責任者を明確にすること
  - ・貸切日までに貸主と借主との会場一時使用賃貸借契約書(付録2)にて契約を締結すること。
- ・貸切使用申請の先着優先  
貸切希望日程の貸切可否はHP スケジュールを確認するか、電話にて問い合わせること。  
予約希望日が重なった場合、申込申請の完了先着順とする。

## 第4条 コース使用料金の支払い

- ・コース使用料はコース貸切料金表のとおりとする。
- ・手付金を除くコース使用料その他の諸経費は、施設使用日の一週間前までに、下記口座に振込むか直接支払うこと
- ・施設使用当日に追加で使用するものが発生した場合、当日直ちにその支払いをすること
- ・使用料金の振込先  
那須信用組合 黒磯西支店 (店舗番号)017 (普)1074158 (口座名) サンライズ サーキット (ド

## 第5条 キャンセル及び貸借条件の変更

申込受理後の日程変更や解約は原則として認めない。  
主催者都合により解約された場合は、次の通り、施設利用日までの残日数によるキャンセル料を支払わなければならない。  
~121日前・・・・・・施設使用料の30%  
91~120日前・・・・・・施設使用料の50%  
46~90日前・・・・・・施設使用料の70%  
45日~当日・・・・・・施設使用料の100%  
使用内容の変更などが生じた場合は、直ちにサーキットへ連絡をすること

## 第6条 不可抗力による貸切中止

不可抗力(自然現象)により、施設における走行が不可能、危険と会場が判断した場合は貸切を中止させなければならない。  
この場合当該部分の契約を解除とし、それによる双方の損害は互いに追求しないものとする。

## 第7条 運営管理、損害に対する責任事項

イベント当日の最終的な責任はすべて主催者が負うものとする

- ・施設使用中は安全かつ円滑な運営が実施できるように努めること。
- ・施設使用中および管理中に発生した事故ならびに第三者に対する損害賠償等はすべて主催者が対応、処理すること
- ・施設等への損傷や清掃処理の必要性が発生した場合は、会場より貸切主催者・およびイベント参加者にその費用の請求を行う。その場合施設を元の状態に復帰させるものとする。

## 第8条 安全管理

主催者並びにイベント参加者・ギャラリーが施設を使用中、安全かつ円滑に運営を実施できるように当サーキット側は常に監視をするものとする。こちらで安全管理上必要だと判断した場合は運営に介入し通知することなく使用の変更、中断、中止を決定できる。

## 第9条 設置及び撤去

施設及び付帯施設において設置、移動させたものは使用後速やかに復帰させること。また、参加者が持ち込んだ廃タイヤ、廃パーツ、ごみは責任をもって処分すること(怠った場合、罰則金の請求と次回の貸切申込みを拒否する場合がある。)

## 第10条 走行車両規定

走行車両の仕様については、走行車両規定に基づいて運営を行うものとする。

## 第11条 走行上の規制事項

- ・トラック、バス、特殊車両等、コースに著しい影響を与えると判断される車両は走行できない。
- ・二輪の二人乗りは認めない。
- ・四輪の同乗走行は主催者が認めた場合のみとする。
- ・18歳以下の同乗者は、その親権者の同意がある場合のみ同乗を認める

## 第12条 使用の中断

次の場合は会場の判断で施設の使用を中断、中止することができる。尚、この場合使用料の返還は一切しないものとする。

- ・規約内容を著しく守られていないと判断された時
- ・走行マナーが著しく守られていないと判断された時
- ・重大事故等によりイベント・催事の継続が不可能と判断された場合
- ・貸切申込書に虚偽の記載がされていた場合

## 第13条 保険

保険については主催者・参加者が必要であれば加入すること

## 第14条 連絡先

主催者は、常時連絡が取れる連絡先を明確にすること

## 第15条 貸切使用の拒否

以下の場合会場の判断により、貸切使用の契約が成立しない場合がある。

- ・規約を著しく守れていないと判断した場合
- ・安全面の配慮がなされていないと判断した場合
- ・貸切使用の拒否対象になっている団体が主催者を変えたり名前を変えて申請した場合。契約後その事実がわかった場合契約は解除する。

## 第16条 イベント参加者

本書または別紙の走行規定などを事前のミーティング等で理解させたうえで走行させること。マナーの著しく悪い走行車には会場から直接注意または走行の中止を言い渡す場合がある。

## 第17条 反社会的勢力の排除

貸主(甲)及び借主(乙)は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ・自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員及び元構成員、集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある団体に属している者またはこれらの者と取引のある者(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- ・自らの役員及びスタッフ(又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- ・反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ・自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

## 第18条 禁止又は制限される行為

- ・本土地及び施設等を反社会的勢力の活動の拠点に供すること、及び反社会的勢力を出入させること
- ・本土地及び施設の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

## 第19条 契約の解除

甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。この場合、契約金の一切の返還は行わない。貸切料金未払いの場合はキャンセル料の請求が発生する

- ・第17条の確約に反する事実が判明したとき。
- ・契約締結後に自ら又は役員やスタッフ(又はこれらに準ずる者)が反社会的勢力に該当したとき。

## 第20条 協議事項

本書に定め無き事項、または疑義を生じた事項については協議の上決定する。

## 第21条 その他

- ・自動車走行イベント等でのピット・パドック内での火の取り扱い禁止する。(バーベキュー等をされる場合、会場へ事前に申し出をすること。)
  - ・敷地内は禁煙とする。喫煙は所定の喫煙所にて行う。
  - ・イベントを行うスタッフへの指導を実施すること  
当日のイベントの運営スタッフには、コース規約をよく理解させ、またコースに入るスタッフは必ず旗の意味を理解していなければならない。(参加者・ギャラリーへの対応)
- 参加者・ギャラリー等へ下記の対応を通達すること
- ・ギャラリーをコース内にいれない。安全な場所での観戦を厳守すること。
  - ・場内の駐車スペースは会場および主催者からの指定の場所に駐車し、通行の妨げにならないようにすること
  - ・サーキット周辺を通る近隣住民の方の通行を妨げる駐車や行為は絶対しないこと。
  - ・サーキット近くで無意味にスピードを出したりしないこと
  - ・パドック内は車両優先であるため、パドック内での不注意や遊びは控えること。

(プレス及び撮影される方がいる場合)

コース内で撮影を行う場合、受付にて申請を行い承認を得ること。

(無人航空機(ドローン等)の使用について)

会場内での許可のない利用は、運営に支障をきたす恐れがあるため禁止とする。

(ペット同伴)

会場内にペットを連れてくる場合は、必ずリードなどを使用し、野放しにならないようにすること。ペットに関するトラブルはすべて飼い主の責任とする。

# つくるまサーキット那須 占有貸切申込書

貸切予定期間

賃料はコース貸切料金表の通りとする

注意、申込は、本申込書提出等の仮予約とコース貸切料金の支払い(手付金)をもって完了とします。

申込対象 (対象に○付け)	ターマックコース
	ターマックコース(ジムカーナ)
	グラベルコース
	ターマック+グラベルコース

走行	グリップ ・ ドリフト ・ 他 ・ 無		
計測★	必要 ・ 不要	子機数量	個
記録★	名簿データ作成 ・ ラップチャート ・ 印刷		
借用★	ミーティングルーム ・ 機材 (備品借用一覧表添付のこと)		

上記★マークは有償です。コース貸切料金表参照

申込日	/ /	(フリガナ) 団体名	(フリガナ) 氏名
-----	-----	---------------	--------------

住所 〒	—	TEL	—	—
------	---	-----	---	---

署名

私はつくるまサーキット那須 コース貸切規約・走行車両規約・機材借用規約に同意の上、会場貸切・機材借用の申込を致します。  
私は施設関係者の指示に従い、事故・怪我が発生する可能性があることを認識し、万一発生した場合、応急処置などについて、その一切を施設関係者に委ねます。なお、その際発生した身体及び精神的な傷害ならびに医療費・その他の費用について、施設側に対し一切責任を問いません。また、他人に怪我を負わせた場合、その責任は私にあり、施設側いづれに対しても怪我等に関する費用や損害賠償等の請求をいたしません。  
破損してしまった機材に関しては弁償を致します。

署名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

取得した参加者の個人情報につきまして、当サーキットの運営に必要な範囲に限定して、取得・利用するものとします。

※ 別途、開催日までに会場賃貸借契約書の取り交わしが必要となります。

占有貸切申込a

# 会場一時使用賃貸借契約書

借主(乙)はつくるまサーキット那須(栃木県那須塩原市高林 259-1)(以下、会場という)をサンライズサーキット合同会社(甲)(以下、当社という)の定めるつくるまサーキット那須 コース貸切規約に従い、一時使用の目的を持って使用する賃貸借契約を締結する。

1. 賃料 当会場規定通りとする。
2. 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 使用制限
  1. 会場内におけるテレビ、ラジオの録画、及び実況放送、並びに写真、映画の撮影は、記録、報道、及び商業用の目的にかかわらず、承諾されたもの以外は行なわない。
  2. 会場内における広告宣伝、広報活動、物品販売等の営業行為は、会場側が承諾したもの以外は行なわない。
  3. 来場者が、会場の付帯設備、機械、器具、機材等に損害を与えた場合は、(乙)の責任において直ちに復旧又は賠償する。
  4. 会場内に許可されて設置したすべての施設、掲示物、機材等は当日内に撤去する。

4. 免責条項  
当社は直接、間接を問わずすべての来場者[オーガナイザー(役員、チーム・クラブ員)関係者(車両の所有者、サービス要員、プレス等を含む)運転者、同乗者、ギャラリー等]が下記の事由によって生じる一切の損害を賠償いたしません。

## I. 事故の種類

1. 水捌け用溜池転落事故
2. 転倒、衝突事故
3. 車両の火災事故(転倒、衝突、整備不良車等による火災)
4. メンテナンス中の事故(場内、積載車両の乗降時及び車両搬送中を含む)
5. 運転者の誤操作事故防護壁肌上によるギャラリー等の死傷及び走行指導員等の死傷)
6. 走行指導員の誤指示誘導による事故(急、停止・徐行指示等)
7. 競技車両の破損による事故(タイヤ、ホイール、パーツ類の飛び跳ね)
8. 競技車両による岩石飛び跳ね事故
9. 山火事による事故(工作物火災を含む)
10. 動植物による事故(動物のコース上の飛び出し、犬・蛇咬傷 蜂傷 うるしかぶれ等)
11. 構築物、工作物の損壊による事故(トイレ、フェンス等)
12. 財物の滅失、毀損、汚損事故
13. 故意または過失による事故
14. その他の事故(無免許、酒酔い、心身喪失、闘争行為等)
15. 地震、落雷、洪水、さし水、強風、突風、積雪、結氷、濃霧等の天災事故
16. 上記各項以外に起因するすべての人身事故、物損事故

## II. 損害の内容

1. 科目 脳神経系、循環器系、呼吸器系、消化器系、耳鼻咽喉系、皮膚泌尿器系、視神経系、アレルギー性疾患、外傷性疾患、食中毒等の死傷 財物の盗難、損壊等

## 2. 科目例

- 1 溺死、感電死、圧迫死
- 2 全身打撲、頭部損傷、出血、ショック、心臓麻痺、狭心症、身体切断、内臓破裂、火傷、爆裂、急性アルコール中毒等による死亡
- 3 火傷、失明、切裂、擦過傷、骨折、打撲、脱臼、捻挫、むちうち、てんかん、頭痛、めまい、食中毒、花粉症、凍傷、日射病、眼窩底骨折、網膜剥離、音響外傷等の傷害
- 4 金銭、車両、物品の盗難、損壊、破損、毀損、汚損

## 5. 特約事項

1. (乙)は当会場規定を遵守し、全責任をもって運営管理にあたり、特に安全面には万全の配慮を行ない、適切な係員の配置、救急対策を講ずる。
2. (乙)は当会場内で起きたすべての人身事故、物損事故、火災等に関しすみやかに適切なる前後措置をとる。
3. (乙)は山火事の危険に対して、当コース北東方面の山林地帯に警備員を配置し常時監視するとともに、指定危険区域にはギャラリー等が立ち入らないように指導監督する。
4. (乙)はすべての運転者、同乗者、関係者及び車両の所有者(以下走行関係者)が競技会、練習走行会、テスト走行等の当会場使用について契約内容を了解して承諾していること。ならびに、未成年の走行関係者も同様に親権者の承諾を得ていることを明確にする。
5. (乙)は(乙)及び走行関係者が、当コースはJAF安全基準に適合したコースであることを確認し、事故については各自自己責任であることを明確にする。
6. 免責条項及び前各項にもとづき、(乙)ならびに走行関係者とその親族は、(甲)に対してすべての損害賠償の請求、訴訟を放棄する。
7. グラベルコース使用時、粉塵公害防止のため散水は降雨扱いとし、近隣より苦情が出れば、クラスごとで中断散水も止むを得ないものとする。
8. 当会場敷地内は禁煙とし、喫煙は所定の場所でのみ行うこと。(乙)は全参加者にその旨を徹底させるものとする。
9. 当契約書に定めなき事項は当社「つくるまサーキット那須 コース貸切規約」を準用する。
10. 管理者の指示に従わない者、および本契約の違反者には退場も止むを得ないものとする。
11. 本契約に定めなき事項及び疑義は(甲)、(乙)協議の上決定する。

年 月 日 (甲) 貸主

栃木県那須塩原市高林 259-1

サンライズサーキット合同会社

代表社員 坂本 光 (印)

(乙) 借主

主催団体名

責任者氏名

住所(〒

電話番号 (印)